1 事業者の名称、代表者の氏名及び所在地

名 称:富士見二丁目10番地区市街地再開発準備組合

代表者:理事長 佐藤 匡哉

所在地:東京都千代田区富士見二丁目10番26号

2 対象事業の名称及び種類

名 称:富士見二丁目10番地区市街地再開発ビル建設事業

種 類:高層建築物の新築

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都千代田区富士見二丁目及び飯田橋四丁目に位置する事業区域面積約 2.48haにおいて業務・商業棟、住宅棟を新築し、複合的な市街地を形成するものである。本事業区域(以下、「計画地」という)は、千代田区の上位計画において、飯田橋駅前側が「市街地再開発事業等により土地利用を大規模に転換し、土地の適正な有効活用・複合利用を進めるゾーン」として位置づけられており、まちづくりの核として期待されている土地である。

対象事業の概略は表1に示すとおりである。

表1 対象事業の概略

項 目	内容
所在地	東京都千代田区富士見二丁目及び飯田橋四丁目
事業区域面積 ^{注1)}	約2.48ha
敷地面積 注2)	約1.67ha
建築面積	約10,000m ²
延床面積	約186,000m ²
主要な建築物	業務・商業棟、住宅棟
最高高さ	業務・商業棟:約160m
扱同同で	住宅棟:約160m
主要な用途	オフィス、住宅、教会、商業、駐車場等
駐車場	約430台

工事予定期間	平成20年度~平成24年度(工期 約49ヶ月)
供用開始予定	平成24年度

- 注1) 敷地周囲の道路(区道255、261、262、270号)の拡幅・整備ならびに区有地の 駅前広場の整備をするため、事業区域は敷地周囲の道路等を含めて約2.48haと している。
- 注2)計画地内現民有地約1.87haから公有地移管分を除いた残り約1.67haが計画建築物の敷地面積となる。
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 2(1)~(6)に示すとおりである。

表 2 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

濃度】

12 2	(1) 垠	兄に汉は	9 彩音の	プロサード マンド	阳市田					
項	目	評	価	の	結	論				
1.7	大気汚染	工事0)施行中							
		【建設榜	幾械の稼仰	動に伴う	二酸化	窒素及び浮	遊粒子状	物質の大気中	におけ	る濃
		度】								
		予測し	,た二酸(化窒素の)将来濃/	度(年平均	値)を日	平均値(年間]98%値	1)に
		変換した	∈値は0.0	061ppm7	ごあり、	環境基準値	直(0.06pp	m)を上回る	。建設	幾械
		の稼働に	こ伴う付加	加率は21	1.5%であ	うる 。				
		また、	予測した	た浮遊粒	2子状物的	質の将来濃	度(年平	均値)を日平	^፲ 均値 (年間
		2 %除5	小値)に	変換した	∈値は0.0	064mg/m³ 7	であり、環	環境基準値().10mg/	/m³)
		を下回る	5。建設村	幾械の稼	働に伴う	う付加率は	8.4%であ	る。		
		なお、	工事の	実施にあ	5たって	は建設機械	による付	加率を極力少	なくす	るた
		め、事前	前に工事作	作業計画	「を十分」	に検討し、	建設機械	の集中稼働を	避け効	小率的
		な稼働し	こ努める	とともに	こ、アイ	ドリング	の防止等の	の措置を講じ	ること	によ
		り、周辺	ロの生活理	環境への	影響の個	低減に努め	る。			
		【工事月	月車両の カ	走行に伴	≟う二酸1	化窒素及び	浮遊粒子	状物質の大気	中にお	ける

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に 変換した値は0.051~0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工 事用車両の走行に伴う付加率は0.03~1.64%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に変換した値は0.059mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行に伴う付加率は0.01未満~0.16%である。

工事の完了後

【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に 変換した値は、平日で0.051~0.052ppm、休日で0.051ppmであり、環境基準値 (0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による付加率は平日で0.10~0.75%、 休日で0.07~0.38%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に変換した値は、平日で0.059mg/m³、休日で0.059mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による付加率は平日で0.04~0.08%、休日で0.01未満~0.04%である。

【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における 濃度】

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に 変換した値は0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車 場の供用に伴う付加率は0.06%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に変換した値は0.062mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う付加率は0.01%である。

【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に 変換した値は0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設 の稼働に伴う付加率は0.32%である。

【地下駐車場の供用及び熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における 濃度】

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に 変換した値は0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車 場の供用及び熱源施設の稼働に伴う付加率は0.33%である。 項目評価の結論

2.騒音・振 工事の施行中

動

【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、敷地境界において工事開始 後11~12ヶ月目(山留工事・杭工事)で最大76dB(計画地南西側)、工事開 始後15ヶ月目(杭工事・掘削工事)で最大82dB(計画地北側)であり、評価 の指標とした「騒音規制法」の規制基準値及び「都民の健康と安全を確保す る環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という)の勧告基準値(11~ 12ヶ月目:80dB、15ヶ月目:85dB)を下回る。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルは、敷地境界において工事開始後11~12ヶ月目(山留工事・杭工事)で最大69dB(計画地南側)、工事開始後15ヶ月目(杭工事・掘削工事)で最大71dB(計画地北側)であり、評価の指標とした「振動規制法」の規制基準値及び「環境確保条例」の勧告基準値(11~12ヶ月目:70dB、15ヶ月目:75dB)を下回る。

【工事用車両の走行に伴う騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間で55~64dBであり、すべての地点において環境基準値を下回っている。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間で1dB未満~1.6dBである。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L₁₀)は、昼間で37~56dB、夜間で35~48dBであり、すべての地点において「環境確保条例」の規制基準値を下回る。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間1dB未満~5.5dB、夜間で1dB未満である。

工事の完了後

【関連車両の走行に伴う騒音・振動】

関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、平日の昼間で61~65dB、夜間で55~60dB、休日の昼間で59~62dB、夜間で49~56dBである。

区道270号(早稲田通り)の地点では、平日・休日のすべての時間区分において現状で環境基準値を上回っているため、環境基準値を上回るが、騒音レベルの増加分は1dB未満~1.1dBである。その他の地点は全て環境基準値を下回り、騒音レベルの増加分は、区道255号(外濠公園通り)の地点が1dB未満~1.7dBで、現況交通量の少ない計画地南側前面道路の区道262号の地点が4.8~7.7dBである。

関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L₁₀)は、平日の昼間で44~

53dB、夜間で37~50dB、休日の昼間で36~51dB、夜間で34~48dBであり、すべての地点において「環境確保条例」の規制基準値を下回る。なお、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、平日の昼間で1dB未満~5.2dB、夜間1dB未満~2.2dB、休日の昼間で1dB未満~2.0dB、休日の夜間で1dB未満である。

表 2 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

衣 ∠ (3)	圾.	児に区は	より 彩音	の許価の	和訊				
項目	1	評	価	Ø	結	論			
3 .土壌	汚染	工事	の施行中	1					
		計画	地内には	は「水質)	5濁防止法	も」及び	「下水道法」	に基づく有	害物質使用
		特定施	設、「瑪	環境確保 須	条例 」に基	≛づくエ±	易または指足	官作業場(有	害物質の取
		り扱い	があるも	5の)が [;]	存在しても	おり、特別	別管理産業	廃棄物は適切	刀に処理・処
		分され	ているた	が、過去の	の有害物質	重の取扱料	犬況に汚染か	が生じる可能	性が残され
		ること	から、Ⅎ	壤汚染(の可能性を	否定する	ることはでき	ない。	
		また	、その他	也の土地に	こついても	、地歴記	周査の結果、	有害物質を	取り扱った
		可能性	のある事	事業所が迫	過去に存在	€し、土墳	穣汚染の可能	(性を否定で	きない。
		今後	は、有割	『物質使 周	用特定施設	及び指足	定作業場の原	隆止時に必要	な「土壌汚
		染対策	法」第3	3条及び	「環境確保	呆条例」:	第116条の手	€続きに関連	して、土壌
		汚染状	況の調査	を再開	発事業の進	きちょく に	こより調査が	が可能となる	時期に実施
		するこ	ととし、	また、詩	計画地内σ	その他の	の土地につい	1ても、土地	の改変時に
		必要な	「環境研	催保条例	」第117条	に基づく	、調査を、再	開発事業の	進ちょくに
		より調	査が可能	能となる時	寺期に実施	すること	とにより、目	F続きの進ち	ょく状況に
		応じ、	土壌汚ែ	≌の状況Ⅰ	こついて明	月らかにし	していくもの	Dとする。な	お、土壌調
		査の結	果、評価	面の指標に	こ照らし、	土壤污迹	染が確認され	nた場合は、	「汚染拡散

防止計画書」を策定し、計画書に基づく汚染拡散防止措置を講じるものとす

るため、土壌汚染が周辺環境に及ぼす影響は少ないと考える。

4.地 盤

工事の施行中

本事業における掘削工事では地下水の湧出を抑制するため、掘削が第一帯水層(不圧帯水層)である東京層砂質土層(Tos)またはそれに近い深さまで及ぶ場合は、遮水性の高い山留壁(SMW)を透水性の低い東京層第二粘性土層(Toc2)まで、掘削が第二帯水層(被圧帯水層)である東京礫層(Tog)に近い深さまで及ぶ場合は、遮水性の高い山留壁(SMW)を透水性の低い江戸川層(Ed)のシルト層まで根入れすることから、周辺の地下水位に及ぼす影響は小さく、地盤沈下が生じることはないと予測する。

また、採用する山留壁(SMW)は剛性が高い上に、地下躯体が構築されるまでは剛性切梁支保工を実施し、山留壁の変形を防止することから、地盤の変形もほとんどないものと予測する。

以上のことから、地盤沈下または地盤の変形により周辺に影響が及ぶこと はないと考える。

5.日 影

工事の完了後

計画建築物により冬至日に1時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地敷地境界の北西側約350mから北東側約250mの範囲である。一部、計画地西側の日影規制対象区域に計画建築物による日影が生じると予測されるが、日影規制対象区域に生じる日影時間は最大でも2時間未満であり、日影規制を満足すると考えられる。

以上のことから、計画建築物による日影が周囲に及ぼす影響は小さく抑えられるものと考える。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化は、天空写真による検討の結果、計画建築物による日影増加時間は、冬至日において 0 時間から約 1 時間40分の間である。

6.電波障害

工事の完了後

計画建築物により、計画地北側の地域にテレビ電波(地上アナログテレビジョン放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星放送)の遮へい障害が、計画地の東西方向に反射障害が発生すると考えられるが、環境保全のための措置を講じることにより、テレビ電波の受信障害の影響は解消するものと考える。

表 2 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項		評	<u> </u>		結	論		
7.	 .風環境	<u> </u> 工事	<u>の完了後</u>					
		計画	地内及び	周辺地域	の歩行	者に対しては	は、高木の植栽を旅	重すとともに、
		さらに	、計画地	内の業務	・商業	棟と住宅棟の	間の歩行者空間に	・ 対しては、フ
							減させるための防	
		ること	により、	計画地内	及び計	画地周辺の風	l環境は、領域A((住宅地相当)
							まるものと考えら	,
			•		,		、 、外濠、JR軌道	
							建設前からの領域	
						いと考えられ		
							。 は、計画地周辺の	O街並みとして
			れる風環					
8 .	.景 観	工事	の完了後					
		_		成要素の	改変の	程度及びその)改変による地域景	景観の特性の変
		化の程	度】					
		計画	地周辺の	現況の地	域景観	は、商業・業	義務施設、住宅、 教	枚育施設、病院
		等で構	成される [,]	低層~中	高層の	住居系の複合	市街地景観を呈し	ている。
		本事	業では、	2 棟の高	i層棟(業務・商業棟	、住宅棟)の建設	段、駅前広場の
		整備や	步行空間	の拡幅、	広場及	び歩行空間に	:積極的な緑化を行	うことで、空
		間的ゆ	とりと緑	豊かな市	街地が	形成されると	ともに、周辺地域	域の高層建築物
		と調和	したスカ	イライン	ノを形成		層棟の高さを設定	こしたことによ
		り、美	しい街並	みが維持	・創出	されると考え	られる。	
		【代表	的な眺望	地点から	の眺望	の変化の程度	1	
		計画	地周辺の	眺望の変	化は、	近景域におり	1ては、計画建築物	が比較的大き
		く見え	るが、2	棟の高層	棟が新	しいシンボル	かな建築物として	「認識され、広
		場や歩	行空間の	整備と緑	化によ	り、空間的は	とりのある緑豊か	いな都市景観が
		新たに	創出され	ると考え	られる	。中景域にお	いては、周辺地域	域の高層建築物
		と調和	した新し	いスカイ	ライン	が形成され、	新しい市街地景観	見として美しい
		街並み	が維持・	創出され	ると考	えられる。さ	らに、計画建築物	の外装デザイ
		ンにつ	いては、	周辺との	調和を	図るよう配慮	するため、地域の	まとまった街
		並み形	成に寄与	できるも	のと考	えられる。		

【圧迫感の変化の程度】

JR飯田橋駅前の地点及び東京逓信病院前の地点においては、工事の完了後、計画地内建築物による形態率は増加するものの、許容限界値(14%)を下回っており、圧迫感の影響は比較的小さいと考えられる。

計画地南側前面道路の地点においては、工事の完了後、計画建築物による形態率が許容限界値(14%)を上回り、圧迫感が生じることが予測されるが、環境保全のための措置として、計画地外周部に樹高のある高木を植栽することから、圧迫感は軽減されるものと考えられる。

表 2 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項	目		評	価	の	結	論	
9.	史跡·	文	工具	事の施行中	1			
化則	ł		国技	指定史跡「	「江戸城	外堀跡」	に該当する	る計画地北端部については、飯田
			橋・富	士見地域	まちづく	(り協議会	会が策定し	た駅整備構想に基づき、駅前広場
			の一	部として鏨	整備し、:	文化財 (石垣、土塁	≧)を保全・展示するなど、文化財
			の価値	直を周知・	PRする	ることにす	貢献できる	と予測する。
			ま <i>†</i>	と、掘削が	が帯水層	(東京層	砂質土層、	東京礫層)またはそれに近い深さ
			まで	及ぶ場合	は、地っ	下水の湧	出を抑制	するため、遮水性の高い山留壁
			(SM	W)を透7	ド性の低	い層(東	京層第二	粘性土層または江戸川層のシルト
			層) ā	まで根入れ	するこ	とから、ル	周辺の地下	水位に及ぼす影響は小さく、地盤
			沈下力	が生じるこ	ことはない	いと予測 ⁻	する。また	、掘削範囲は「江戸城外堀跡」が
			516	~ 22m程度	離れてる	おり、採用	用する山留	壁(SMW)は剛性が高い上に、地
			下躯体	本が構築さ	れるま	では剛性は	切梁支保工	を実施し、山留壁の変形を防止す
			るこ	とから、均	也盤の変	形もほと	んどなく、	計画地に隣接する「江戸城外堀
			跡」は	こ影響が及	なごこと	はないと ⁻	予測する。	
			以_	Lのことが	ら、本語	事業の実績	施により、	文化財等の保存及び管理に支障が
			生じる	ることはな	いと考え	える。		
			l					

10.自然との 工事の完了後

|触れ合い活|【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】

動の場

外濠公園にはソメイヨシノ、ヤマザクラ、クロマツ等を中心とした植栽が |行われているが、計画建築物の建設による環境(日照、日長、風環境等)の 変化は、外濠公園の植物の生育に影響のないレベルの変化であると予測され る。また、本事業における掘削工事では事前に遮水性の高い山留壁(SMW) を透水性の低い層まで根入れして地下水の湧出を抑制するため、周辺の地下 水位に及ぼす影響は小さく、牛込濠の水位や水質に影響が及ぶことはないと 予測される。

また、本事業の実施により公園内遊歩道の歩車分離による安全性の状況が 変化することはないと予測される。

以上のことから、本事業の実施により、自然との触れ合い活動の場が持つ 機能が低下することはないと考える。

【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える変化の程度】

本事業では、区道255号(外濠公園通り)に歩道と歩道状空地及び横断歩道を 整備することにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を交 通安全の観点から改善し、より利用しやすい経路とする。またJR飯田橋駅 から東京逓信病院に至る全区間を、安全で快適な歩行者空間として整備する ため、通勤・通学等の際にバイパス的に外濠公園を通行する利用者が少なく なり、公園本来の意味での利用性が高まるものと考えられる。

以上のことから、本事業の実施により、自然との触れ合い活動の場までの 利用経路の状況を悪化させることはなく、また、公園本来の意味での利用性 も高まると考える。

表 2 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項	目	評	価	の	結	論		
11.廃	棄物	工事の	施行中					
		【建設発	き生土の排	出量】				
		建設乳	き生土の発	発生量は終	约166,200	m³と予測され、	場外に搬出し	場外での他
		事業によ	る造成や	建設現場	湯での埋戻	とし等に使用し、	有効利用率を	90%とする
		計画であ	り、「東	京都建設	ያリサイク	′ル推進計画」	こ示される目標	値を満足す
		るものと	:考える。					
		【建設廃	棄物の排	出量(指	大建造物	『を含む)】		
		建設廃	棄物の 発	性量は、	建設汚淵	記を除く発生量:	が約79,790t、	建設汚泥が

|約4,800m³と予測される。建設廃棄物及び建設汚泥は分別を徹底し、種類に 応じて保管、排出、再利用、再資源化を図るものとし、アスファルト・コン クリート塊は再資源化率99%以上、コンクリート塊は再資源化率99%以上、 建設発生木材は再資源化・縮減率95%、建設汚泥は再資源化・縮減率85%を計 画している。以上のことから、「東京都建設リサイクル推進計画」に示され る目標値を満足するものと考える。

工事の完了後

【施設の稼働に伴う廃棄物の排出量】

工事の完了後における計画地からの廃棄物発生量は、約5,840kg/日である と予測されるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物 条例」、「東京都建設リサイクル推進計画」、「千代田区一般廃棄物の処理及 び再利用に関する条例」等の法令・規則を遵守し、廃棄物を適正分別して保 管場所の管理を徹底するなど関係法令に示される事業者の責務を果たすこと から、適正な廃棄物処理の実施及び廃棄物排出量の削減に寄与するものと考 える。

|12.温室効果||工事の完了後

ガス

計画建築物からの二酸化炭素排出量は約12,100tCO₂/年であり、二酸化炭 素排出量の削減量は約3,700tCO₂/年、削減率は23.4%と予測する。

住宅用途、住宅以外の用途とも、建築的手法による省エネルギー措置、設 備システムの省エネルギー措置、省資源化対策により温室効果ガスの発生量 の削減に努め、温室効果ガスを使用する設備機器については、取り扱いに十 分留意するなど温室効果ガスの排出抑制対策を講じる計画である。

また、東京都建築物環境配慮指針に基づく設備システムの評価によると、 計画建築物の住宅以外の用途のCEC計算値は、いずれも「エネルギー使用の 合理化に関する法律」に基づく「建築主の判断基準」を下回っており、エネ ルギー利用の低減率(ERR)は、業務25.7、商業25.5であることから、段階 2 (環境への負荷の低減に高い効果を有するもの)に相当すると考えられ る。

以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「環境確保 条例」に示される「事業者の責務」を遵守しており、評価の指標を満たすと 考える。